

## 松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る計画段階環境配慮書に対する松本市長意見

### 意見内容

- 1 周辺の景観と調和するよう、景観計画等を遵守されたい。(田園集落地域の景観形成基準、建築物の高さ10mを超えるため、高さ制限の緩和について景観審議会への意見聴取と、市長の許可が必要)
- 2 配慮書P1-9の表1.6.2に記載のある平瀬緑地の運営主体は、貴組合でなく松本市であるため、修正願いたい。
- 3 配慮書P2-72に、第3次松本市環境基本計画(平成28年度改訂版)についての記載があるが、同計画は、経済・社会とつなぐ まつもと環境戦略(第4次松本市環境基本計画)に改定済みであるため、修正願いたい。
- 4 配慮書P4-28に記載のある松本市都市計画マスタープランについては、令和3年度末に改定を予定しているため、留意されたい。